

畜 第 3 8 7 号
令和 3 年 7 月 26 日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
岩手県農業共済組合組合長理事
岩手県動物薬品器材協会会長
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事

} 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長



夏期休暇期間中におけるアフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底
について（通知）

このことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、会員等に対し、飼養衛生管理基準の遵守徹底や、異状確認時の家畜保健衛生所への早期通報について、引き続き注意喚起を実施くださるようお願いいたします。



【振興・衛生担当 佐藤裕夫 TEL019-629-5729】

岩手県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

夏季休暇期間中におけるアフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について

アフリカ豚熱、口蹄疫等に係る防疫対策については、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき実施するほか、「ゴールデンウィークにおける豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和3年4月23日付け3消安第703号農林水産省消費・安全局長通知）等により、畜産関係者に対する飼養衛生管理の確認及び指示、万が一の発生時のまん延防止対策の徹底等を繰り返しお願いしてきたところです。

直近では、本年3月に中国の豚で、5月にモンゴルの牛で口蹄疫の発生が確認されたほか、アジア及びヨーロッパではアフリカ豚熱が継続的に発生しており、今月16日にはドイツにおいて、初めて飼養豚におけるアフリカ豚熱の発生が確認されました。

一昨年来、新型コロナウイルス（COVID-19）の人への感染が世界的に継続しており、我が国を含め各国・地域で海外渡航の自粛等、感染拡大を防止する措置がとられ、人・モノの移動が減少している状況ではありますが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開幕が直前に迫る中、多くの選手及び関係者の来日が始まっていることも踏まえ、引き続き、我が国への家畜伝染病の病原体の侵入防止のため、防疫対策を徹底する必要があります。

日本国内の状況について、本年5月に山梨県において、今月には神奈川県において、ワクチン接種農場における豚熱の発生が確認されています。従前から繰り返しお伝えしていますが、ワクチンのみで豚熱の発生を抑えることは困難であることから、ワクチンを接種した農場においても、豚熱に対し引き続き警戒いただくとともに、アフリカ豚熱等の家畜伝染病への対応も念頭に、飼養衛生管理基準の徹底等により、発生予防対策に万全を期すことが不可欠です。

夏季休暇期間中においても、アフリカ豚熱、口蹄疫等の越境性動物疾病が我が国に侵入するリスクや、豚熱が飼養豚において発生するリスクが存在していることから、緊張感を緩めることなく、防疫対策にあたることが重要です。

つきましては、これらのリスクに対応するため、家畜の所有者を始め、市町村、関係機関、関係団体等に対して、下記の事項を周知いただき、アフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫等の防疫対策に万全を期するよう指導の徹底を改めてお願いいたします。

記

1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底

昨年に引き続き、外務省から、COVID-19の世界的な感染の拡大の状況を踏まえ、感染症危険情報が発出され、感染症危険レベルが高い国・地域への渡航を止めること、又は不要不急の渡航を止めることが呼びかけられているところであるが、畜産関係者等に対して、改めて、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への渡航を自粛するよう要請すること。

2 消毒及び衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底等

(1) 家畜の所有者に対し、必要のない者が衛生管理区域若しくは畜舎に立ち入ること又は不要な物を持ち込むことのないよう、看板の設置等を指導すること。また、ワクチン接種農場で続いている豚熱の発生事例においては、特に豚舎に入る際の長靴・手袋交換や手指消毒が適切に実施されていない事例が多くみられたことから、農場の従業員も含め、衛生管理区域、特に畜舎に立ち入る場合又は物を持ち込む場合には、専用の手袋・靴の着用、手指の消毒、当該物品の消毒等を実施するよう指導すること。

(2) また、病原体の侵入及び感染拡大の大きな原因となる野生動物の侵入防止対策として、防護柵、防鳥ネットの設置等を指導すること。未設置及び不適切な設置状況の農場に対しては引き続き指導するとともに、設置済の農場においても定期的な点検及び必要に応じた修繕を実施するよう指導すること。

3 毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底

平成30年以降国内で発生が続いている豚熱については、今月7日に開催した第15回拡大豚熱疫学調査チーム検討会において、離乳豚群では特に感染が起りやすいことを念頭に、健康観察と異状が認められた際の早期通報を含む飼養衛生管理をより一層徹底する必要があること等の提言がとりまとめられたところ。豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等については、その特徴的な臨床症状について、いわゆる「特定症状」が定められている。ついては、家畜の所有者、獣医師等に対して、家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項の規定に基づき、同条第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体を定める件（平成23年9月28日農林水産省告示第1865号）で定める豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の特定症状について、改めて周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜を発見したときは、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に速やかに届け出るよう指導すること。また、早期発見・早期通報できるよう、家畜の所有者に対して、飼養家畜の毎日の健康観察を入念に行うよう指導すること。

4 連携体制の確認・強化

豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等に関する特定家畜伝染病防疫指針における発生に備えた体制の構築・強化について、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力が発生時には必要となることを踏まえ、都道府県の取組として、これらの関係者との間で、連絡窓口の明確化、地域の家畜の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備するとされている。夏季休暇期間中であっても緊急時に全庁的な対応により万全な防疫措置を講じられるよう、連携体制を点検すること。

以上